

会議顚末書

						記 録 者	主幹 岡野智倫	
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	課 長	課長補佐	主 係	査 長	グ ル ー プ 員
件 名	令和7年1月定例庁議							
年 月 日	令和7年1月10日（金）							
時 間	午前9時～午前10時55分							
場 所	3階庁議室							
欠 席 者	なし							
内 容	【審議事項】 1 龍ヶ崎市下水道事業経営戦略改定案のパブリックコメントによる意見募集の結果について 資料に基づき下水道課より説明 《主な意見・質疑等》 特になし。 《協議結果》 了承							
	2 事業承継支援について 資料に基づき商工観光課より説明 《主な意見・質疑等》 - この取組については、市が主導して行うことを想定しているのか。 ⇒ 令和7年度に実施予定の市民向け、事業者向けの2種類のアンケートは市が行う。そのアンケートにおいて、市民ニーズや事業者が後継者に課題を抱えている理由などを分析し、市だけでなく、商工会や茨城県事業承継支援ネットワークと連携して取り組んでいく。 → 市民向けアンケートでは、例えば、まちなに残したい今あるお店だけでなく、以前あったお店のニーズも調査してもらいたい。 《協議結果》 了承							
内 容	3 スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想（案）の概要について 資料に基づきスポーツ推進課より説明 《主な意見・質疑等》							

- ・ 基本構想全体構成の説明について、コンセプトの1つである「スポーツクライミングの次世代への挑戦を支える環境がある」の補足説明を、より適した表現となるよう文言を修正すること。
- ・ 基本構想全体構成の説明におけるコンセプトで用いている表現と全体図の説明におけるコンセプトで用いている表現が異なっているため、統一すること。
- ・ ロードマップについて、令和9年度で事業が終了するような表現になっている。国の交付金の期間である令和8年度を意識してその翌年までにしていると思うが、スポーツクライミングを通じたまちづくりは、事業主体に関わらず市として継続していくものであるため、アクションの種類に応じて令和10年度以降も継続する表現に修正すること。
また、構想（案）の期間の説明についても、ロードマップの修正と整合を図った表現とすること。
- ・ 今後この構想（案）を公表していくにあたって、資料の見せ方や策定過程における審議会での議論の経過などについて、納得性の高い説明ができるようにしておくこと。

《協議結果》

指摘事項の修正、整理を前提に了承

4 あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部改正及び同条例施行規則の一部改正について

資料に基づき生活環境課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 繁茂の状況について基準は設けているか。
⇒ 現在内規として作成しているものがあるが、今回の改正を踏まえ、各手続段階における基準を整理する。
- ・ 代執行は、公益に反する場合に行うものであるため、どういった場合に公益に反すると判断するのか、あらかじめ整理をしておくこと。
- ・ 条例の規定において、「あき地が不良の状態にあるとき、又は不良の状態になるおそれがあるときは、当該あき地の所有者等に対し、雑草等の措置について必要な助言又は指導をすることができる。」とあるが、助言を行わず、指導から始まる場合もあるのか。
⇒ 繁茂の状況によっては、可能性はあると考えている。

《協議結果》

了承

5 龍ヶ崎市国土強靱化計画の計画期間の延長について

資料に基づき防災安全課より説明

《主な意見・質疑等》

・ 課等の名称の変更等、現状と齟齬が生じているものについては、修正すること。 ・ 昨今の激しい気候変動に起因する内水氾濫による災害も想定される。今回の修正のタイミングでなくとも、そういった災害への対応も登載した計画を検討いただきたい。 《協議結果》 指摘事項の修正を前提に了承 【報告事項】 6 龍ヶ崎市文化会館指定管理者公募に向けたサウンディング型市場調査の結果について 資料に基づき文化・生涯学習課より説明 《主な意見・質疑等》 ・ 令和7年度に、次期指定管理者の選定に係る準備として仕様書等の作成を行うとあるが、指定管理料の抑制という観点も取り入れた手法を検討いただきたい。 7 時間外勤務アンケート実施後の取り組みについて 資料に基づき人事行政課より説明 《主な意見・質疑等》 ・ 提案事業実施後の効果検証については、資料に記載の職員アンケートではなく、事業実施による職員の様子や反応に管理職員が注意を向け、部等内の会議などでの共有とすること。 【その他】 ・ 総合政策部長より、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業）の活用方針について報告があった。			
要 措 置 事 項			
情 報 公 開	公 開	非公開（一部非公開を含む）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）
		公開が可能となる時期 （可能な範囲で記入）	